

氏名(本籍)	浪川健治(東京都)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第2010号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	近世北奥社会の変容と民衆移動

主査	筑波大学教授	博士(文学)	山本隆志
副査	筑波大学教授	文学博士	今井雅晴
副査	筑波大学教授	博士(文学)	真野俊和
副査	筑波大学教授	博士(文学)	根本誠二
副査	弘前大学教授	博士(文学)	長谷川成一

論文の内容の要旨

本論文は、近世後期の民衆移動が松前・蝦夷地への「松前持」を主形態に展開するなかで、それに対応する奥羽諸藩・幕府の政策展開が、国際情勢の緊迫と農村状況の変化とかわることで、どのような問題を惹起したかの究明を目的としている。

「序章」では、その前提として、当時の奥羽諸藩の情勢をつぎのように整理する。奥羽諸藩はクナシリ・メナシの蜂起への対応のなかで、幕府対外政策の先兵の役割を担うことになり、また天明期以降、弘前藩の地主・小作関係展開に見るように労働力不足による給銀上昇に直面し手作経営の危機をむかえるという緊迫した状況にあったことをあげる。

「第一章 蝦夷地幕領化と民衆移動」では、北方社会で寛政年間以降盛んとなる「松前持」が松前・蝦夷地での都市的発展にも触発され増加していき、弘前藩では人別把握の必要から寛政10年以降に6年1度(子・午)面改が実施されていく経緯と社会的背景を論述する。とくに寛政11年の東蝦夷地幕領化と箱館開発にともない、「松前御用地」への労働力移動も進行するなかで、弘前藩は幕府とのあつれきに当面しつつ「入百姓」政策をとり、自領内の百姓確保に向かう。また弘前藩のなかには松前・箱館への斡旋をする「仲宿」をおこなう問屋もあらわれ、藩は面改・人別改を一層強化する。この蝦夷地幕領化にともない弘前・盛岡藩では内地アイヌ同化政策がなし崩し的にとられたが、これは本州におけるアイヌ文化を政治の上で否定するものもあった。

「第二章 旅人統制の展開と「面改」」では、文化2年(1805)と文政9年(1826)の弘前藩旅人統制令を比較検討することにより、この時期の「松前持」の方向性とその後方基地たる弘前藩領での新たな動きを論述している。この時期「松前持」は、船持層(重立百姓)が仕込金により労働力編成して追鯨漁に参加する形態にまで展開しており、弘前藩領には一時的労働力不足をもたらす。他方弘前藩では、他領から入り込んだ者が婚姻・養子などの関係をもち定住化するものも多く、これが「松前持」による人口流出を補完するものにもなっていたが、一方では「出火」・「給銀高騰」などの社会問題を生み、藩も旅人を違法で迎え入れる領民には処罰をくわえるとの規定も加える。こうしたなかで展開する「松前持」は蝦夷地を自己解放の場と

願望するような認識も生み、弘前藩・北方社会には松前・蝦夷を主体的に志向する状況が形成されていた。

「第三章 天保飢饉と民衆移動」では天保飢饉という社会状況のなかでの弘前藩の政策と「松前持」とのかかわりが考察される。個別の百姓が便船を雇い松前に向かう形態と、村方所持の小規模船で藩の年貢米廻送を請け負いながら追鮭漁をする形態が見えるが、弘前藩は飢饉状況のなかで年貢米を確保し、後者による「松前持」をすすめる、財政確保を図る。また一方で、藩は天保13年には文政9年令を基本とした旅人統制令をだすが、「松前持」は事実上容認された。また同15年には「面改」を実施するが、その規定(13ヶ条)は寛政・文政の原則を維持しながら効率よい手順で完了することに主眼を置くが、明確に家を単位に個人の生活環境を把握しようとする意図が見られ、脱法的定住者を体制内に編入し、体制基盤を整備しようとするものであった。

「第四章 文久二年旅人統制令と文久三年「面改」」では箱館開港という新局面のなかでの「松前持」と旅人統制・面改の問題を論じる。「松前持」は開港前から激増して、仕込金による組織的編成をもって展開していたが、開港後はさらに道南～奥羽の流通が拡大し、年貢米廻送業者が私的営業(自分乗)を兼ねて活動を活発化し、藩は過料銭徴収で容認していく。このため農村部は「無人」状況となり、藩の海防政策(民兵編成)と齟齬することとなり、藩は松前渡航許可を厳格化する形式で妥協した。こうした情勢下で出された文久2年旅人統制令(23ヶ条)は文政9年令を踏襲するもので有効策に欠けるが、村々での内密な止宿を防止しようとする姿勢が顕著に見える。同3年の面改(規定15ヶ条)は領民の再生産基盤の実状把握を意図しているが、この時点での風俗立直と民兵動員体制の基礎をつくる方向にあった。

「第五章 幕末期の村落状況と民衆移動」では、まず文久3年弘前藩浅虫村人別改帳・根井村面改帳の詳細な分析のもとに、両村の景観が復元される。この両村は青森湾に面し、住人には松前・江差住人所持船の「沖船頭」となっている者が広汎にみられる。彼らは藩域をこえて漁業・商品取引を展開しているのだが、その背景には西蝦夷地での鮭漁拡大の動きがあった。こうしたなかで、弘前藩は全域で船商売の実態把握と活動制限にのりですが、そこで明らかとなったのは西津軽での「合船」や名目貸借であったが、藩は極印を打ち、船帳に登録することで把握しようとした。つまり津軽海峡を舞台にした海上交通・漁業が展開していて、藩はそれを把握しようとする。「松前持」は嘉永2年には藩の把握だけでも1400人に達し、海防政策の障害になるほどであったが、松前に向かうのは海岸部の者だけでなく本来は移動が規制された内陸部も含まれるようになる。内陸部の者は海岸部住人の「養弟」となり、一定期間を経て松前に向かう。こうした新たな交通と流通の展開は、海岸部村落の景観にも変化をもたらし、浅虫村では船場近くに倉庫や季節的作業場としての明屋敷群が生み出された。松前・江差～奥羽社会は、津軽海峡を舞台に展開する交通・流通関係のなかで、改変を余儀なくされつつあった。

「第六章 幕末・維新期の社会と民衆動向-「悪習」の社会背景-」では弘前藩領で社会問題となった「投火」とその社会的背景を扱う。天保期以降弘前藩領農村では重立百姓と一般百姓の間に貸借関係が広汎に展開して、飢饉状況のなかでは返済拒否の動きが村定として行われることもあった。さらに強引な返済強要をおこなう重立層・役人に対しては「投火」を行う者も現れるが、村落は黙認している。こうしたなかで出された文久2年旅人統制令は、出火に警戒しながら、その原因が外部からの流入者というより先祖伝来の田畑を失った百姓層にあることを認めている。「投火」による社会的制裁は個別的・隠匿的であり、世直し一揆のようなひろがりを持たないものであるが、藩も有効な対応策を出せないでいる。「松前持」に顕著に見られる民衆移動は、小前農民層の農村滞留の可能性を減少させることで、一体化した抵抗形態への転化を難かしくさせていた、と論じる。

「終章」では、全体の要旨をまとめるとともに、「松前持」の意義を幕末社会のなかに位置づけ、明治期への展望をのべる。

審査の結果の要旨

本研究は、北奥社会・北方諸藩を場とした幕藩体制動揺・解体期の社会変動の問題を、本格的に論じたものであり、その成果としては次の点が挙げられる。1. 寛政期以降に増加する「松前持」が北方社会全体の問題であること、なかでも弘前藩領は他領者も含め松前・蝦夷に向かう人々、またそこから帰還する者が滞留する地域に編成され、津軽海峡を舞台にした交通・流通・生活圏が展開し、それゆえに独自の社会問題が発生していることを、究明した。2. こうしたなかで、幕府の意向をうけた弘前藩は北方警備担当の役割を強化し、蝦夷・松前渡航者取り締まりを展開し、寛政10年以降に「面改」令・旅人取締令をだして対応していったことを、実証的に示した。その作業により、弘前藩庁日記の歴大な史料群から、基礎史料が確定され、学界共通のものとなった。3. 「面改」という新たな問題を提示し、法令だけでなく、「面改」帳そのものを史料発掘し、史料性格を明らかにした。これは、幕藩制解体期における藩の民衆把握の本質に迫るものであり、他の北方諸藩の研究をおおいに刺激するものとなる。

ただ問題もなくはない。「松前持」の問題は十分論じられたが、史料制約もあり、松前の都市的發展をどのような性格と認識するか、また弘前藩の「面改」を中心とした権力的対応が、どのように近代の問題とつながるのか、一層の解明の余地が残されている。だが、本研究は西南雄藩の藩政改革や幕政改革とはことなる枠組みをもって、北奥社会を場とした本格的な江戸後・末期時代史論として、学界に寄与するところが大きい。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。